

令和8年6月5日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和8年6月5日
開会 10時00分 閉会 11時17分
- 2 場 所 幕別町役場3階委員会室
- 3 出席者 委員長 荒 貴賀
副委員長 田口廣之
委員 塚本逸彦 小田新紀 長谷陽子 中橋友子
議長 寺林俊幸
- 4 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
企画総務部長 山端広和 総務課長 西田建司
行政係長 佐瀬洋美 DX推進係長 菅原美栄子
- 5 傍聴者 3人
- 6 事務局 事務局長 佐藤勝博 議事課長 岩岡夢貴 庶務係長 渡辺 優
- 7 審査事件および審査結果
 - 1 付託された議案の審査について
 - (1) 議案第42号 幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
 - 2 付託された陳情の審査について
 - (1) 陳情第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書
 - (2) 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書
 - (3) 陳情第3号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書
 - (4) 陳情第5号 「日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書
 - 3 所管事務調査報告書について
修正等がある場合には6月12日(金)までに事務局まで報告することとした。
 - 4 閉会中の継続調査申し出について
 - 5 次回の委員会の開催日程について
正副委員長に一任することとした。
 - 6 その他

総務文教常任委員会委員長 荒 貴賀

◇審査内容

(10:00開会)

○委員長（荒 貴賀） ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

これよりインターネット中継を始めます。

初めに、(1)、付託された議案の審査についてを議題といたします。

議案第42号、幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてを審査いたします。

審査の進め方ですが、議案の説明、質疑を行った後、説明員に退席していただき、各委員のご意見を伺った上で、討論、採決を行いたいと思います。

それでは、議案第42号、幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について、理事者の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 議案第42号、幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

「1 制定趣旨」であります。

国は、デジタル社会の実現に向け、行政手続を原則としてデジタルで完結させることを目指しており、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」、通称「デジタル行政推進法」では、地方公共団体に、条例や規則等に基づく手続について、オンライン化を進めるための必要な施策を講ずるよう努力義務が課されることとなりました。

本町の現状といたしましては、多くの条例や規則等におきまして、申請等を「書面等」で行うと定めており、これがオンライン化を進める上での大きな障壁となっております。

これらの例規を一つひとつ改正していくことは、膨大な時間と労力を要すること、また、速やかにオンライン化に対応していくため、個別の例規を改正することなく、行政手続のオンライン化を包括的に可能とするための、いわば「横断的な共通ルール」を定めるものとして本条例を制定しようとするものであります。

「2 条例の概要」については、副町長から提案説明をしておりますのでここでの説明は省略いたします。

次に、予め配布しています資料をご覧ください。

それぞれ右上にページ番号を付しております。

2ページの「条例制定の背景：国の動向」をご覧ください。

国は、行政のデジタル化を一層推進するため、平成14年制定の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」、通称「行政手続オンライン化法」を、令和元年に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」、通称「デジタル行政推進法」に改めました。

その中で、三つの基本原則いわゆるデジタル社会の原則を示しております。一つ目が、個々の行政手続やサービスが原則デジタルで完結させる「デジタルファースト」、二つ目が、一度提出した情報は二度と提出することを不要とする「ワンスオンリー」、三つ目が、複数の手続・サービスを連携して一度で実現する「コネクテッド・ワンストップ」であります。これを受け、地方自治体にも、デジタル化を推進する努力義務が課せられているということでもあります。

3 ページになります。本町の「現状と課題」であります。

本町におきましても、国の法律に基づく住民票のコンビニ交付などを進めてまいりました。これらは国の法律でオンライン化としているもので、個別の条例改正は不要でありました。

一方、町の条例や規則等では、申請方法が「書面」「押印」「様式」に限定されていることから、現状、多くの手続をオンライン化にすることが困難な状況にあるという実態にあります。

4 ページになります。

具体例にありますように、条文の抜粋にありますとおり、「申請書を提出」「様式の提出」「原本を提示」といった規定が、オンライン化の障壁となっております。

5 ページになります。

こうした障壁となりうる規定を含む例規は、町全体で600件以上あります。

6 ページになります。

この膨大な数の例規を一つひとつ改正することは非効率的であるため、個別の条例や規則等を改正することなく、本条例で、横断的な「一般規定」を整備することで、迅速かつ着実にオンライン化を推進することが、最も現実的かつ効果的な解決策であると考えたところであります。

7 ページをご覧ください。

「管内の状況」を示しております。

帯広市を含めた10の自治体で、行政手続をオンラインでも可能となるよう対応した条例が制定されております。本町では、実質、令和7年度からLINEを活用した申請手続システムの構築や行政手続のオンライン申請システムを導入いたしました。今後、本格的な運用に向けて条例を制定することとしたものであります。

8 ページになります。

条例制定の目的は、町民・事業者の利便性向上、行政運営の効率化、そして、質の高い住民サービスへとつなげ、町民生活全体の向上に寄与するというものであります。

9 ページになります。

期待される効果といたしましては、手続のオンライン化が加速することはもちろん、既に導入しておりますオンライン申請システムの対象手続を拡大し、投資効果を最大化できること、さらには、国の新しいデジタル基盤である「法人ベース・レジストリ」などを活用し、法人の登記事項証明書の添付を不要とするといった、新しい制度へ対応するための前提ともなります。

10 ページになります。

本条例は、申請書の提出や処分通知、縦覧など、あらゆる行政手続の場面でデジタル技術の活用を可能にしようとするものです。

11 ページから14 ページにかけては、「条例のポイント」をいくつか抜粋してご説明いたします。

11 ページになります。

ポイントの1点目は、「オンラインによる申請等」であります。

条例の第3条関係になりますが、他の条例で「書面等」と定められていても、本条例を根拠にオンライン申請が可能となり、申請されたものは書面等と「同等」として扱う規定を定めるものであります。

12 ページになります。

ポイントの2点目は、「押印・署名の代替」です。

第3条第4項は、押印に代えてマイナンバーカードによる電子署名などを活用することで、いわゆる「脱ハンコ」を推進し、手続の完全オンライン化が可能となるよう規定するものであります。

13ページになります。

ポイントの3点目は、第7条に規定する「適用除外」です。

例えば、厳格な本人確認を要する印鑑登録の申請や、マイナンバーカードの受取のように、法令等により対面での手続が求められているものなど、オンライン化になじまないものにつきましては、本条例の適用対象外といたしますが、手続の性質をしっかりと見極め、適切に判断してまいりたいと考えているところであります。

14ページになります。

最後のポイントは、第8条になりますが「添付書面等の省略」です。

マイナンバー制度などを活用し、町が行政内部で情報を確認できる場合には、住民票の写しなどの添付を省略できるようにするもので、一度提出した情報は二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」を実現し、町民の皆さんの負担を軽減しようとするものであります。

15ページになります。

「条例の構成」につきましては、記載のとおりでありますので、内容については省略いたします。

16ページになります。

本条例は、公布の日から施行するもので、今後、オンライン申請システムや町公式LINEを活用し、手続のオンライン化を進めてまいりたいと考えております。

17ページから19ページにかけては、オンライン化の具体的な展開イメージになります。

17ページをご覧ください。

本町の「公式LINE」を活用した申請のイメージです。

住民票の写しや戸籍等の証明書につきましては、マイナンバーカードによる厳格な本人確認を行った上で、お手元のスマートフォンから24時間いつでもご請求いただけるサービスを、既に開始しております。

18ページをご覧ください。

LINEに加えて、大型ごみの収集申込や、大腸がん検診、各種講座の申込といった、より幅広い手続に対応するため、こちらの「オンライン申請システム」を活用しております。

このシステムへは、町公式LINEや町ホームページのほか、広報紙などに掲載するQRコードからもアクセスできるようにし、町民の皆様が日頃お使いの方法で、気軽にご利用いただける環境を整えております。

19ページになります。

本条例の制定により、今後オンライン化を推進していく手続の例になります。

例えば、申請では「就学援助費の受給申請」や「情報公開請求」、届出では暮らしに身近な「水道の使用開始や中止」といった手続をオンライン化していくことを想定しております。

また、これらの申請に対する町の「決定通知」なども、ご本人の希望に応じてオンラインでお届けできるよう検討してまいりたいと考えております。

以上で、議案第42号、幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についての提案説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑がある方は挙手をお願いいたします。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） ご説明ありがとうございます。

本当にデジタルは、他町村も進んで、国の方も進んで、我々も利用する機会が増えています。国の手続きにおいては、電子署名は非常に判断が難しい部分がありますが、今見た限りではLINEで電子署名ができるということで、馴染みやすいかなという点はある反面、セキュリティ等でその辺は考慮されているかと思うんですけども、他市町村、先行事例も参考にされているかと思えますけれども、セキュリティの面で、LINEに関してはちょっと不安定なときもあったり、乗っ取りとかといった部分も起きている状況ですが、その辺は十分精査されていると思うんですけど、そういった事例とか懸念点が上がったことはあるのですか。

○委員長（荒 貴賀） 総務課長。

○総務課長（西田建司） LINE上でのセキュリティの問題ということですがけれども、皆様、当然ご自身でも、LINEの方は使用されているのかなと思うんですけども、自治体LINEについて厳しい国のガイドライン、ルールに則って作られているということで、データの保存等につきましても、ISMAPという国の政府情報セキュリティシステムのためのセキュリティ評価制度、そういったものを受けている、認証を受けたLINEの国内サーバーに保管されているということで、その部分については、問題ないのかなって言いましょうか、十分セキュリティは、保たれているのかなと考えているところです。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） いよいよデジタル化、本格的な幕別町の申請業務などが、移行されていくということですが、資料でお示しいただきました614の条例や規制等について整理されて、直接オンラインを活用することによって、住民の利便性を図っていくということですが、この614すべて今回で移行されるということなのでしょうか。

それから、2つ目は、ずっと今もセキュリティの問題がありましたけれども、国がマイナンバーカードの取得を推進してこられまして、その中でも、まだまだセキュリティということに関して、心配があるという方たちは、カードの取得ということをしなくて、今日も来ていると思います。今回この制度に移行することによって、電子署名などをマイナンバーカードによってやっていくのだということであれば、それを持たない人たちにとってはどんなふうになっていくのかお示してください。

それから、こういった手続きをすると、必ず料金が発生してきますよね。例えば、住民票であれば住民票の料金ですね。申請、それはマイナンバーカードに紐づけされている預貯金等からの差引になっていくのか、その申請の料金はどういうふうに幕別町に払っていくようなことになっていくのでしょうか。

まずその点を教えていただけますか。

○委員長（荒 貴賀） 総務課長。

○総務課長（西田建司） ご質問のまず一点目、614件の現状といたしましょうか、想定される利益の数という部分ですけれども、あくまでも対象となる例規の数ということで、すべてが一斉にということではなく、もちろんその確認をしながら、可能なものを随時処理していくというような形になろうかと思うので、まずは対象となっている数とご理解いただければいいのかなと思っております。

実際に、それを先ほどの説明の通りLINEだったり、LOGOフォームだったりというシステムを使いながら、申請できるものを構築していかなければならないので、まずはこの例規で対処、そういった部分にできますよという整備をして、あと、実務のそういったシステムに入れてくという作業がまたこれから出てくるとご理解いただければいいのかなと思います。

あと、マイナンバーカードについては、確かにお持ちじゃない方がいらっしゃるかと思います。もちろん書面の押印が、相当する厳格な本人確認手段としてのマイナンバーカードということになるので、もともと押印が不要なものについては、マイナンバーカードがなくても、オンラインで手続きが可能となるというものであります。

あとは、説明にもありましたけれども、すべてオンライン化したとしても、今まで通り手書きでの申請手続きというのは残りますので、全部がもうオンライン化してしまうということではなく、手書きのそういったものが残りますということになるので、当然そういう対応も残っていくだろうということは想定しております。

私の方からは二点になります。

○委員長（荒 貴賀） DX推進係長。

○DX推進係長（菅原美栄子） 私の方からは、3点目の料金の支払いの関係についてお答えさせていただきたいと思います。

本町ではすでに、公式LINEの方から、厳格な本人確認、マイナンバーカードを使った本人確認をして、その後手続きを進めていきますと、カードで支払いをするか選ぶ項目が出てくるんですよね。決してご本人確認をしたから口座から勝手に引くということにはございません。ご本人の意思で確認して、カード払いを選択していただいて、料金が確定した後に、そちらから支払いに進むという形になりますので、勝手に口座から引き落とすといった仕組みにはなってございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

仕組みはこの料金をこれからどういうふうにしていくかというのを、またこれから構築していくところなので、何が必要かこれからシステム構築する研究をして参りたいと思っております。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうしますと、一番目の質問の中で、全部614件一度ではないんだと。これからそういうことを必要とする人たちが出て来たときに、それが可能かどうか、システム上構築されているかどうかということ判断しながらやっていくということになれば、つまり、幕別町の整備体制というのは、完全に進んでいるのかどうか。

また、いくつもの自治体デジタル化の膨大なシステムというものを、ずっと手がけてやってきましたよね。その到達状況はどこまできているのか、614のすべてに住民が求めたらということではありますが、完全にこれにすべて対応してきますというのは、いつになるのですか。

それと料金ですけれども、当然これから構築していこうということなのですから、カードを選択された方はそれでスムーズに行くのでしようけれども、されなかった場合には、やはり後日窓口に行って払うというような、結果としては窓口に行かなければならないというようなことが発生するのでしょうか。

それと、前段一回目にはお聞きしなかったですけれども、このシステムを導入することによるメリットデメリットということになるんですけれども、住民の方にとって、これを利用したいという人にとっては、お家から申請できるわけですから、それはメリットだと思うのですが、受ける側の職員の体制ですとか、そういう点では、これは人員配置などを含めて、デジタル化が必ずしも職員の業務の削減に繋がらないという指摘が随分あるものですから、そういう点では、幕別町はどんな状況でしょうか。

○委員長（荒 貴賀） DX推進係長。

○DX推進係長（菅原美栄子） 一点目の手続きがすべてに対応していくかですけれども、これについては、もうできるようになって、これから原課の方に手続きがそれぞれどういったもので対応できるかというのを精査していただきたいと思います。システムのすべてに、基本的にはデジタルファーストの理念に基づきまして、本条例を制定させていただいたところですので、町民の方の利便性が、まず第一に考えております。そこから受けたものについては、すでに導入しておりますシステム上では、すでにデータで取り込むことができるようになっておりますので、職員の負担としてはそれほど大きな負担にはならないかなと担当課では考えております。

ただそれも、あまり手続きが少ないものについては、オンライン化するほどの件数がないものですか、そのメリットがある、ないもあると思いますけれども、基本的にはすべてのものにどんどん対応していきたいと考えているところです。

オンライン電子申請の電子決済ですね。カードで支払いたくない場合は、現在のところは、決済方法がカードしか選択できないものですから、申請につきましては、ちょっと受けることができない状況ではあります。システム的に、LINEで申し込みをしたら自動的に決済の方に流れていく形になりますので、申請とセットで支払いもということ構築しているところです。以上です。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今の最後ですけど、そうであれば、カードを選ぶという選択を求めること自体意味がないのではないんですか。そういう申請をやったらもう一つのシステムとして申請をしたと、発生する費用についてはカード払いだということですから、カードを選びますかというのは選ばないとしたって、それは申請の取り消しとなるわけですから、そういう呼びかけということ自体正しくないといえますか、意味がないんじゃないですか。だったらこれはすべて電子システムは全部カード払いだということを明確にして、選ぶ選ばないではなくて、そのように進行していくというのが整理されたやり方なのではないでしょうかね。

それと、これまで膨大な費用をかけてきていますから、これからそれを活用することによる新たな職員の負担だとか、費用面ではどうなのか、新たな負担が生じてくるのかどうか、それもお示しいただきたいですけれども。こういう全国一律一本化というような形で、デジタル化が進んできましたよね。任意と言いながらも、どの町もそれを入れざるをえない仕組みが、指導されてきたということで、幕別町も踏み切ったんだと思うんですけれども、私は基本的にはいわゆる住民にとって利便性があり、有

効であるということについて、導入していくということは、これは進めるべきことだと思います。問題なのは、そういったことに膨大な費用がかかり、費用対効果がどうだということと、やはり一番目の質問にもありましたけど、セキュリティの問題で、以前から、住基ネットの頃から、セキュリティについては、国のシステム導入システムを二重三重に構築してきているから安全だという説明をずっと受けてきていますけれども、しかし、完全にそれが履行されたか、トラブルがなかったかと言ったらそうではないですよ。ですから、このセキュリティに対する注意、実施する側のものとしての二重三重のチェック、住民を守るという点での構えというのもお聞かせいただきたい。

それから、こういうシステムですから、トラブルというのはもう付き物のように思うんですよ。災害ももちろんそうですし、災害のときこそこういった申請手続きが重要になってくるけれども、通信網が切断される中で止まってしまうというようなことがあります。そういうときには、それをフォローする体制といいますか、そういうものもきちっと考えていらっしゃるのかどうかお示してください。

○委員長（荒 貴賀） 総務課長。

○総務課長（西田建司） まず、今回の条例制定にあたってはという前段の趣旨の部分をお話しさせていただきましたけれども、国がデジタル社会の実現に向けてということで、行政手続きを原則として、デジタルで完結させるようにということの部分については、一点目のカードの決済の部分ですけれども、こういったデジタルを活用する際には、カード決済といった仕組みというのは不可欠なものだと思います。要するに、それ以外お金の支払いようがないですよという形になってくると思うので、国がデジタル化をこうやって進めていくよというのは、当然買い物にしても何でも今そういった時代になってきているということで、またそれが、ある方にとっては当然利便性が上がっていくということにもなりますので、もちろん、すべての方がそうやって使用できないということはあるかもしれませんが、そういった活用を求めている方も、もちろんいらっしゃるという部分から、デジタル化をまず進めていく。

あと、職員の部分ですけれども、当然一つの申請手続きをとって考えていただくと、役場の窓口で、その申請を受けて、そこで書類を作ってお出しするというような手間が、基本的にはそういった対面のやりとりというのがなくなって、事務の効率化には間違いなく繋がっていくものだと私は理解しております。最初の洗い出しだったり、システムに移行する際、ここには総務課だけではございません、それぞれの担当課で担当する申請手続きだとかを、システムに移行していくという作業は出ます。ただ、それが落ち着けば、ある一定の事務の効率化といいたいまいしょうか、かなりの効率化が図られていくということになると思いますので、どんどんこういったものが進んでいけば、人員という部分は逆に削減できるところができていくのかなと。将来、そのように向かっていくのではないかとというようなところも想定されるものでございます。

あと、セキュリティの部分ですけれども、塚本委員からもお話がありましたけれども、これまで役場のシステム、標準化だとかということでも、議会の方でも議論いただきましたけれども、そういった総体の役場行政で扱う情報、すべてのそういったセキュリティについては、先ほどお話の通り、今は、役場の各種データについては国のガバメントクラウドという、かなりセキュリティの高いところでやりとりしながら構築しているシステムでやっておりますので、基本はそういったもの。あとLINEというのは、先ほどの国が安全ですよと言っているそういったやりとりの中で、やってい

くこととなりますので、災害だとかいろんなことももちろん想定しながら、万全は期していくということで、申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 最後、災害のときの万全はどんなふうに計画を持ってらっしゃるのですか。

○総務課長（西田建司） 今回のことだけではなく、標準化のときのガバメントクラウドに移行する際のやりとりでもありましたけれども、実はその回線だとかというの、2本持ったりだとかというふうにしなが、何かで回線がオフラインなった場合でも、また繋がるだとか、当然、ガバメントクラウドの方では、バックアップデータを必ず保存しながらやってきているということになりますので、災害の度合いにもよるかと思いますが、逆に、幕別町役場でサーバーを持って保管するよりは、安全性が高まっていると私たちは理解しているところですので、可能な限りセキュリティ対策を万全にしていくということが、今の行き着いてるシステムのセキュリティになっているのかなと思っております。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

他に質疑はありますか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 出来るだけ早く進んでほしいなと思うところの立場でありますけれども、その上でいわゆる透明性と実効性といったことについての視点でお伺いしたいと思うのですが、マイナンバーカードはまだしょうがないと言ったらあれですけど、そういう方法が今必要かなというところでは、致し方ないかなと思うのですが、いわゆる本人ができない場合、こういった機器がLINEも含めて苦手なので、窓口でという話もありましたけども、代理で申請したりとか、ご家族がされたりとか、そういったような形というのがあるのかと思うんですけども、それがご家族ができることに越したことはないですが、一方では第三者のなりすましというか、そういったこともあり得るというようなこともあるのですが、その辺の実態というか状況ですかね。第三者ができるのかということですね。できるとしたらその部分のセキュリティがどういうふうになっているのかということについて、一点お伺いしたいのと、それから、先ほど中橋委員からもありましたが、LINEとか、いわゆる特定システムだけによるものという、それに依存するというような形になってしまったときのリスクというの、あるのかなと思うんですけど。先ほどご質問いただいた災害だとか、あるいは、これを言っていたらしょうがないですけど、まだまだLINEが使えない方がいらっしゃるのか、これからもLINEを使わない、そういう方は窓口でということになるんですけど、あとLINE本体のトラブルというのですかね。幕別町がどうのこうのということじゃなくて、LINEというところのシステムのトラブルでの代替えのシステムというかリスク管理というか、マネジメントといったところについては、改めてどうなのかということです。

それから、実効性というところでは、先ほど職員の皆さんの効率化にも繋がるというようなお話がありましたが、例えばよくある話ですけども、実際、この資料の中でも、内部のデジタル化を進めていくというようなことがありましたけれども、よくある話では、紙媒体で見ないとわからないので、紙媒体で出すとか、保存するときに、紙媒体にする今回の適用するかどうかわかりませんが、決裁を取ると

きに紙媒体に落として決裁を取るとか、そういったことというのもあり得ないわけではないのかなと思うわけですね。

そういったあたりが、職員の皆さんの中で本当に徹底して、このデジタル化を進めていかないと、実効性としてはないとは言いませんけれども、より実効性が高まるのかなと思うわけですが、その三点をお伺いしたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） DX推進係長。

○DX推進係長（菅原美栄子） まず、一点目の第三者が申請できるかという点につきましては、ご家族が代わって申請する場合も想定されると思っております。どのように仕組みを構築していくかというのはこれからですけれども、例えば、何か証明がわかるものを、写真のデータですとか、PDFデータをつけてもらうことで、ご家族を確認ができる場合は、受けることもできることもあろうかと考えております。できるだけ難しくないような簡単な手続きを踏めるような形で、受けられるような体制を整えていって参りたいと研究して参りたいと考えております。

二点目の特定のシステムに依存するというご懸念についてですけれども、それはおっしゃる通りかと思っております。LINEにつきましては、色々報道でも、トラブルについて、報道されているところでもありますので、LINE一本ではございませんので、今オンライン申請システム、他にも入れておりますし、今後どういったものがあるかっていうのはまた広く研究して参りながら進めて参りたいと考えているところです。

○委員長（荒 貴賀） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 三点目の、職員の負担、紙のペーパーレス化についてですけれども、おっしゃる通り、こういう電子化されるといったデジタル化という中で、紙が、現状、どうしても残ってしまうというのは、本当におっしゃる通りなのかなと。ですので、また今後、様々なDXを進めながら、ペーパーレスを図っていく。今電子決裁と言われるものも、例えばお金の支出や収入といった部分は、電子決裁ということで、電子化されているもので進めておりますけれども、通常の決裁については、やはり印鑑押してという紙決裁は当然まだ残っているわけで、どの部分までそういう電子決裁を電子化していけるかっていうのは、これ、様々な自治体の課題であると思うのですけれども、すでに電子決裁に取り組んでいる自治体もございますので、どんどんそういったものに向かって、本町についても研究していくことにはなるのかなと思っておりますので、ペーパーレスは本当に重要な課題だと思っておりますので、様々な視点で進めていけるような研究をしていきたいと考えております。

○委員長（荒 貴賀） 小田委員。

○委員（小田新紀） そういった懸念点は多々きつとあるかなと思いますし、これから構築されていく部分もあるのであれですけども、セキュリティもここまでやったらそれ以上のセキュリティを壊していくシステムが出てきて、もう追いかけてこないので、最初から100点満点で、いつまでも100点満点が続くというわけにいかないと思うので、そういった懸念点によって、ちょっと誤解がないようにですけど、懸念点があることによって、このシステムの進行が速度が遅くならないような期待はしたいなというふうには思っているんですけど、できるだけ早くというような思いではいますが、その上で、もう一点漏れていた部分ですけど、ワンスオンリーというのは、ものすごくいいかなと思っておりますし、要はですね、それはそれでいいですけども、町の職員の皆さん自体がそうですけど、その情報もどういう目的で誰が見られるのかというところですかね。システム上は誰もが見られるというシステムになるのかなと思う、違うので

すかね。その辺も含めてですけれども、何かその辺りの明確化があると、住民の皆さんの……。申請しているのも秘密ごとではないですけれども、その辺りの透明化というか、明確化というか、おわかりですかね。

すいません。ちょっと曖昧な質問で申し訳ないですけど……。

○委員長（荒 貴賀） 企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 現状も、例えば税の情報、全員の職員が見れるものではありません。限られています。いろんな窓口の業務で連携しなければいけない業務は、今もあります。そういった情報は、自ずと、オンライン化の共有の情報として、使用できるのか。新たにそれを共有するっていう考えは、基本ありません。今使えないものは、共有化してないものはしない。今やっているものは見れるようにする、そういうような考え方に整理しようかなと考えています。

○委員長（荒 貴賀） 小田委員。

○委員（小田新紀） わかりました。ただ、デジタルにすることによって、逆にその抜け道を、ちょっとうがった目で見えてしまうのですけども、このコントロールによって、今まで見えなかったものが見られてしまうというリスクというのはどうですかね。ちょっと今までのシステムがどういうシステムかというのは、ごめんなさいはっきりわかってないところであれですけれども、何かアナログで、他のシステムを、他の課部署の他の情報を、アナログで物を探し出すこと……。

○委員長（荒 貴賀） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 今現在も、データの保存というのを、それぞれの課ごとに保存をかけて、さらには権限でそこに入れないような仕組みで、通常の業務のデータについてはもっております。

さらには何かシステムを使うときにはそれぞれもちろんパスワードを持って、処理をしていくので、例えば、全然関係ない人がパスワードで、基本的に入れないですけれども、入ったとしても誰が何時にどういうふうにシステムに入ったっていうのは、記録されるような仕組みになっているので、不正がないような、管理もできているのかなというふうに考えております。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

他に質疑はありますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 小田委員からはできるだけ早くということですけど、便利なものは早いのにこしたことはないと思うんですけども、しかし、気になる第三者の申請などについての、家族と言われましたけれども、それなどについては本人確認も含めてこれからきちっと整理されるんですね。そういうことは、やはり、整理されてからスタートするというのが基本なのではないでしょうかね。整理されてないうちにやってしまうと、一番セキュリティにおいて、問題となるのは、いろんな必要というか、正当でないところから抜かれていって情報が見られるというのがありますけれども、もう一つはなりすまして、これはデジタル化の中の本当に消えていかない問題ですけどね、そういうものが、後を絶たない中で、少なくとも幕別町の中でそういうシステムを導入するとしたら。本人だけでなきゃだめなのか、駄目なら駄目で、それだったら、まず本人と役場との関係だなと思うけれども、家族もいいですよっていうふうになる。しかし家族の確認といいますか、そこまでがまだ難しい、まだ構築されてないんだということであれば、やはり、それはね構築されてからやると。さらにもう一つ、

それが、今家族とおっしゃいましたが、家族限定なのかどうかということもちょっと曖昧な感じがしましたので、やはりセキュリティということが一番気にするものですから、その辺のご説明をもう一回していただけますか。

○委員長（荒 貴賀） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 今回の条例制定にあたってですけれども、まず大きな軸があります。まずは電子申請。今お話されているのが電子申請の部分で、家族の方が申請する際どうだろう。あと二つ目、電子通知ということで、行政側から皆様の方に、メールだったり、電子媒体での通知を出す。あとその電磁的縦覧等ということで、縦覧だったり、あとはデジタルによる掲示。要するに告示だとかそういったものを、通常であれば、職場と、掲示板の方に告示するんですけども、そういったものをインターネットで、皆様告示したものを確認できるよというような、大きくそういう分類に今回の条例制定が分かれているんですけども、先程後段で言った部分というのは、実は今すぐ、ホームページだったりといったもので告示ができるんですよ。条例制定することによってですね。

ただ、そういったものは皆様、掲示板まで見に行かなくても、ホームページ上でこういったものが公告されてる、告示されたんだなっていうのが確認できるようになるっていうことは、やはり速やかに進めなきゃならない部分っていうのはどうしてもあるのかな。

なので、全部一緒に今回条例制定という形になりますけれども、電子申請の部分、中橋委員からもご指摘ある部分というのはもちろんあるかと思しますので、先進的な事例ももうすでに十勝管内でもスタートしている部分がありますので、十分参考にできるのかなと思っていますので、さらに研究進めながら、よりしっかりとしたものを、構築していけるのではないかと考えておりますので、確認していければと思います。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） なければ、議案第42号に対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方、どうもありがとうございました。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第42号について、各委員のご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 質疑の中で申し上げましたように、デジタル化は住民にとって、利便性、必要性というものが多々その中にはありまして、それを活用することによってのメリットというの大きいものがあるかと思えます。それを押さえた上で、いくつか問題と心配されて、特にセキュリティの問題ですが、指摘をさせていただきました。それについても、これからということではあります、意を用いて、住民の不利益に繋がらないように、進めていくということでもありますから、その点を含めて、

認めていくというふうに、この条例を制定することを認めていくという考えであります。

○委員長（荒 貴賀） 他にご意見のある方いらっしゃいますか。

なければ、議案第42号に対する意見は、以上で終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） これより採決を行います。

議案第42号、幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例は原案の通り決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 異議なしと認めます。

従って本件は原案の通り可決いたしました。

次に2、付託された陳情の審査を行います。

（1）陳情第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

本陳情について、各委員のご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見のある方、挙手をお願いいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 地方財政の充実と強化を求めるという点で、詳細に、全部で11項目に分けて、陳情項目が出されました。

一つひとつを、今日の情勢に照らし合わせて考えていけば、どの項目についても、その意図するところが明確であり、今日、充実させていかなければならない内容が含まれていると考えました。

一番目の社会保障の充実や財源の確保というのは、社会保障については、この間、人口自然増、あるいは、その加入者が増えていくという状況がありながら、微々たる増税。国の予算ですが、増税になってきていないという点では、当然のことと思います。

二番目の公立病院、幕別町は診療所ということにはなりますが、全国8割の病院が赤字だと言うことは、すでに報道されているところです。これを放置しておけば、国民の受診権受療権が保障されないということになり、当然のことと思います。

三番目の子育て介護、生活困窮者、社会保障に対する、これらの財源、交付税の四番目の税率の改定もそうですが、やはりこういう必要なところには、最初から十分な配分をして、固定的な一時的なものではなくて固定的にしなさいというのは当然のことと思います。

六番目の地方創生の1兆円も同じ意味合いを持つと思います。何かのときだけ特別というのではなくて、この現行の財政状況見たら、やはり恒久的財源として明確にするということが、今の時点で大事であろうと思います。

七番目の人材確保も、先ほどもありましたけど、公務員の方たちが本当に仕事が増えて、そして人が増えない。会計年度任用の職員で補っているという。その処遇改善ということでありますから、やるべきことだというふうに思います。

八番目は、まさに今議論した自治体のシステムの変更ですね。これに伴うリスクもあるわけですし職員の負担もあるわけですから。そこはちゃんと支援しなさいという

のも当然だと思います。地域の交通機関、9番目。それから人口減少の問題、そして最後には、労務費の適正化、これは特に今、ホルムズ海峡の影響で、様々な費用が上がっている中で、人件費っていうのを確保していかなきゃならないという非常に困難なときです。財政支援、必要なものを行うことってというのは、当然のことと思います。

以上、私の意見です。

○委員長（荒 貴賀） 他にご意見ありますか。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

陳情第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める。

陳情書については、採択することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、陳情第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書については、採択することに決定いたしました。

なお、本件の報告書、意見書案につきましては、正副委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（荒 貴賀） それではそのようにさせていただきます。

次に、（2）陳情第2号、義務教育費国庫負担率堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充と豊かな学びを求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

本陳情について、各委員のご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

小田委員。

○委員（小田新紀） 本陳情は毎年提出されて、採択をされている陳情書であります。

実際ここに書かれている通り、まずもってカリキュラムのオーバーロードってというのは、ずっと言われていることであり、様々な教育が取り入れられることはいいことではあるんですけども、それがすべてプラス追加できているってところでもう小学校1年生2年生の子たちから、本当に6時間授業が入っていたり、その授業時間を確保するために、休み時間が減っているというようなことも、実態としてあるわけで、そういったことによる、何がもたらされているかということ、休んでいる不登校の子たちが非常に増えているというような実態も決して無関係ではないというふうに分析されていますし、私も思うところであります。

それから、教職員の定数少人数学級の実現に伴う、逆に言えば少人数学級することによって教員の数も増えるということにもいえるかと思うんですけども、やはりこれも、1クラスの子供の数が、適正な人数になれば、それだけゆとりのある教育が行われますし、一人ひとりに、先生が携われる時間というのも増えますし、一人ひとりの例えば、絵の発表や音楽の発表そういったところでも、時間を確保しながら、ゆとりのあるカリキュラムができるというようなことが、私も経験上、はっきりと言えるなというふうに感じているところでありますので、ここに出されている陳情書のすべてにおいて同意できるものと考えております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 他にご意見ある方いらっしゃいますか。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 今、小田委員が経験もされていることから、貴重なご意見がありました。私も、外部、PTAといった役員の立場から見ましても、やはり国から、ゆとりの教育、それから自ら学ぶ教育、自由進度教育、新しい教育とか、DX、どんどん学校においてきている。そして、プログラムをやりなさい、営業やりなさい、請負はそのままなんですよね。そして予算も増えてないどころか減らされている。これは全く矛盾したところで、以前この場には、つまびらかにしませんけれども、官僚出身の方はどうしてそうなのだという事になってくると、やはりいろんな大人の事情といったものでやっぱり予算配分がずれているという部分もありましてですね、聞いたことがありますけれども、いずれにしても今少子化の中で、先生の一人ひとりの対応が非常に多くなってきているということとはとても・・・。

そして、本来学校がやらなくてもいいようなことまで抱え込んでしまっている現状もあつたりといった部分もあり、そして先ほどありましたけど、やはり、不登校の子が増えている。その原因は中々難しく、明確にはできない部分はあるとは思いますが、そういう部分も見なくてはならないというところ。

そして、なおかつ今教員の方の離職もすごく多いですし、中々教員不足というところもあつたり、なかなか教育環境は充実しているとは言えません。

なので、こういった部分を含めまして、本当に教育には、もっともっと諸外国から見ても日本の教育にかかる予算は少ないですからね。そういった部分も含めまして、これは本当にぜひ、要望を国に伝えて実現できるようにしていただきたいなと思って全面的に賛同するものでございます。

○委員長（荒 貴賀） 他にご意見のある方いらっしゃいますか。

よろしいですか。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

陳情第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充と豊かな学びを求める意見書の提出を求める陳情書については、採択することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 異議なしと認めます。

従って、陳情第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など、教育予算拡充と豊かな学びを求める意見書の提出を求める陳情書については、採択することに決定いたしました。

なお、本件の報告書、意見書案につきましては、正副委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

それではそのようにさせていただきますと思います。

次に、（3）陳情第3号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）

を見直しすべての子供に豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

本陳情について、各委員のご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

小田委員。

- 委員（小田新紀） 本陳情についても、ここに陳情書に書かれている通りのことが実態としてあるかと認識しているところではありますが、特に私立高校の実質無料化というのが始まったことによって、ますます公立高校の存続というのが非常に危ぶまれていると。

また、生徒数を確保するというところにおいても、教職現場の努力だけでは、もう本当にどうしようもならないというような状況について、現場の方からも聞いています。本来、そうした地元の高校に通えたりとか、それから、遠距離通学の子たちや下宿生活の子たちへの補助というのが、自治体で高校が存続するためにされている自治体もありますし、我が町も魅力ある学校づくりというところで、1,000万ほど出しているところではあります。本来であれば、道教委がそういうことをするべきものであり、道立高校でありますから、そういったことであるというふうに考えているんですが、でも、一方では、道教委は、お金という財源という理由で、減らす。高校を一つでも減らそうということに対して、躍起になっているように感じています。また、減らすことを前提とした計画を出してきているというような実態もありますので、やはり少なくなっている子どもたちであるからこそ、この日本の社会を持続化するための貴重な人材でもあり、我が町においても、幕別清陵高校の生徒さんがいるからこそ成り立っているというような、イベントや町の様々な事業、深く関わっているところがありますので、今回の陳情については強く賛同し、ぜひこうしたことを要望していきたいなと考えています。

- 委員（塚本逸彦） 他にご意見ありますか。

塚本委員。

- 委員（塚本逸彦） やはり今回私立高校が無償になるということで、本当に公立高校も私立高校もですけれども、国の方、もしくは道も含めまして予算ということで、生徒数は確かに減っていますが、それ以上に統廃合されていってしまっていて地方からどんどん高校がなくなっている現状を見ます。

そしてなか中々高校の部活動、そういったものに関してもいろいろ教員自身も持ち出さなきゃいけないような予算。活動に対しても教員の手弁当でやっているような部分もある。なかなか改善もされていませんし、なおかつ今の方向はやっぱり、地方との共存というのはすごく力を入れているところもあるんですが、それに関わる人と財源がなかなか先生の方、いってしまっていて、先生の負担もまた増えているという状況です。そういった部分も含めて、小中というのは割と町も力を入れていくんですが、高校となると道教委ということになってしまっていて、そこから離れてしまう部分もあって、やはりなかなか難しいところがある。そういった部分も含めまして、やはり、この陳情は非常に重要なものであると考えますので、同意いたします。

- 委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

- 委員（中橋友子） 私も賛同いたします。

十勝の現状とこの陳情を照らし合わせると、やはりこれらが守られてこなかったから、随分とその影響は受けてきたと思います。十勝の中で一番最初にこの適正化配置

のもとに、浦幌高校がなくなって、それから、本来中札内も、今、養護学校という形では残りましたが、高校そのものはなくなるというような学校そのものがなくなってしまってきたということと、もう一つは、学校は存続されているんだけど、学級制数、間口が減らされてきた。本年度は、芽室高校と、帯広緑陽高校が、削減の対象であったんですけども、二、三日前の新聞では、今回は外れるような報道でありました。しかし、その危険性ずっと潜んでいます。

今、高校進学率は本当に高く、義務教育の位置付けであってもいいというふうに私は思っています。従って、十勝の子供たちがどこの地域にいても、高等教育が受けられる環境というのは、しっかりとこれからも堅持すべきであり、この陳情書に賛同をしております。

○委員長（荒 貴賀） 他にご意見のある方いらっしゃいますか。

よろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（荒 貴賀） それでは、討論を行いたいと思います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） では、討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

陳情第3号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子供に豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書については、採択することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 異議なしと認めます。

従って、陳情第3号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）を見直しすべての子供に豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書については、採択することに決定いたしました。

なお、本件の報告書、意見書案につきましては、正副委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（荒 貴賀） それではそのようにさせていただきます。

次に、（4）陳情第5号、「日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

本陳情について、各委員のご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 世界の中で日本が唯一の被爆国として広島長崎を繰り返さないということで核兵器の禁止を求める国民や地域住民の声は大変大きいものがあると思います。

そんな中で、その反省のもとに、政府は、核兵器を、日本において、作ることも、それから持つことも、持ち込ませることもしないという考えのもとに、非核三原則というのが、1967年に制定されました。いろんな紆余曲折はありましたけれども、今日までこれが堅持されてきたということは大変重いものがあると思っています。

しかし、昨今の情勢、つまり今の、国の政権が変わっていく中で、現政権がこの国

是としている非核三原則について、見直しを示唆する、そういう意思を表明し、その動きに踏み出していく、その行動に踏み出していくという現状にあります。

私はやはり、この戦争がだめだとか、いろんな思いがある中で、核兵器そのものの恐ろしさや、あるいはその核兵器そのものをなくしていくことの、一番の役割は、被爆国である、この日本が果たせていかなければならないと思っています。そういう観点から、そういった動きがあるときにこそ、堅持しなさいということを、地方の町から声を上げていくことが、国を動かすことになると思います、この陳情書について、私は大事なことだと思います。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 他にご意見のある方、いらっしゃいますか。

長谷委員。

○委員（長谷陽子） 私も中橋委員の意見に賛同します。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 日本は現実的にはアメリカの傘の中にあるということが前提で、この非核三原則があるという人もいるんですけども、やはり、今中橋委員がおっしゃったように、核戦争に誰も勝者はいないんですよ。相手が打てばこちらも打つ。双方の都市がなくなっていく。大きな犠牲者で、これは戦争の常ですけども、今こういった現実的には、戦争が、アメリカそれからロシアと大きな国が始めている。そして、中国の情勢も懸念される。まさしく危機感を持つイコール日本を核を持つべきじゃないかという世論が起きるのはわからなくはないです。でもそこに巻き込まれてしまっても、絶対ここに明るい未来はないと思うんですよ。やはりそういったことも考えまして、日本は唯一持たない、先進国として持たない国である、そういったリーダーシップをもっとしっかりと能動的に、国を挙げて取り組んでいって欲しいなと思います。

これは大いに賛同します。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 他に意見のある方いらっしゃいますか。

よろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（荒 貴賀） これより討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） これより採択をいたします。

陳情第5号、「日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書については、採択することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 異議なしと認めます。

従って、陳情第5号、「日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書については、採択することに決定いたしました。

なお、本件の報告書、意見書案につきましては、正副委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（荒 貴賀） それでは、そのようにさせていただきます。
以上で本委員会のインターネット中継を終了いたします。
暫時休憩いたします。

（審査終了 11:15）